

令和6年（ワ）第2744号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 伊藤 岳

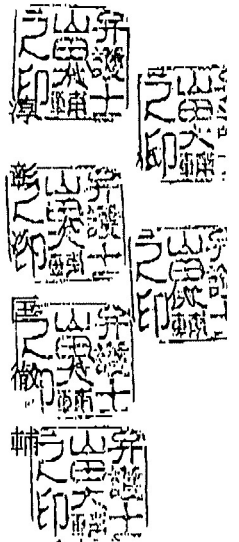
準備書面（1）

2025年1月23日

さいたま地方裁判所第2民事部2B係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士	小	林	亮
同	長	澤	
同	加	藤	健
同	尾	林	芳
同	山	崎	
同	山	田	大



本書面は、原告の請求原因に対する認否・反論及び被告から原告に対する求釈明を記載するものである。

第1 請求の原因に対する認否

1 「一 当事者」について

(1) 「1 原告」について

否認する。

原告は元党员であったが、2023（令和5）年2月6日に除名され、
本件発言当時は日本共産党の党员ではない。

(2) 「2 被告」について

認める。

2 「二 前提事実」について

(1) 「1 原告による書籍の公刊」について

認める。

(2) 「2 日本共産党による除名」について

日本共産党が、2023（令和5）年2月6日、同党の京都南地区委員会常任委員会の決定に基づき、原告を除名したことは認める。

除名の理由については、不正確であるので否認する。

正確な除名理由は、別紙「処分理由目録」記載のとおりである。

(3) 「3 地位確認請求訴訟」について

地位確認訴訟について東京地方裁判所で裁判が継続していることは認める。

3 「三 被告による原告についての名誉毀損発言」について

(1) 「1」について

「南区 党と後援会の決起集会」で演説したことは認める。但し、甲6号証の文書記載の内容の演説したかどうかは、認否を留保する。なお、甲6号証の文書は、被告はまったく知らない、作成および配布について関与していない。この文書について被告はまったく責任がない。

(2) 「2」について

被告が「別紙発言目録」の通り言及し、「本件発言」をしたかどうかについては、認否を留保する。

(3) 「3」について

「本件発言」を被告がしたかどうかについての認否は、前述の通り留保する。被告がまったく関係していない甲6号証の文書のいわゆる「本件発言」部分が、「原告が権力側即ち与党側から『本を出さないか』と言われ、それに応じて本を出した、との事実を摘示するもの」で、「一般聴衆

に対し、原告につき、対立勢力の誘いに安易に乗る思慮の浅い者であるうえ、組織（党）を裏切った者であると、の印象をあたえるもの」であると一般の読者に読めるということについては、争う。

なお、「日本共産党と与党側とが様々な点において政治的意見を異にし対立している」ことは認めるが、名誉毀損が明白などのその余の点は争う。

(4) 「4」について

原告が本件書籍その他数冊の書籍を公刊していることは、認める。

「それらは皆、自らの意思に基づいて公刊しているものであり、与党側からの働きかけなど全くない」ことは否認する。

4 「四 三の名誉毀損による原告の損害」について

(1) 「1」について

認める。参加者は、いずれも黨員および日本共産党後援会員であった。

(2) 「2」について

三1の集会における被告の演説は文字化され、被告の写真等もレイアウトした文書（甲6号証）が作成され、日本共産党のさいたま市南区の各黨員に電子メールで配信されたことは、被告は知らないので不知。

被告の本件発言が方々に拡散され続けていること、原告の取得の経過は、不知。

(3) 「3」について

争う。

5 「五 結論」について

争う。

第2 被告の本件発言について

1 被告の記憶

本件における被告の演説は、2023（令和5）年2月26日に行われたものであり、原告が本件提訴をした2024（令和6）年10月7日までに

1年7カ月余りが経過している。被告は、その日の演説内容を細部にわたって正確に記憶しているものではない。

2 被告の演説について

被告は、本件演説について演説草稿も作っておらず、録音も取っていない、また、南地区委員会および後援会も本件演説について録音を取っていない。このときの録音データは、被告側には存在しない。

甲6号証は、作成者によって表題や小見出しがつけられ、一定の加工がされている文書である。そのため、この文書に被告の演説が正確に反映されているかは、録音データとそれを文字化した甲6号証が正確に一致しているかどうかの検証が欠かせない。しかし、被告側ではそれができない。

なお、被告は、演説の文字化については、そのようなことも予想もしていなかったし、そのような話もなかった。また、甲6号証の作成などについて原告は知らないし、まったく関与していない。従って、被告による文字化された文書の正確性の確認も当然していない。

本件の原告の請求は、文書によって名誉毀損されたというのではなく、演説の内容が名誉毀損であるとしているのである。文書を読むのと違って、次から次に消えてしまう音を聞いて、それを聴いている聴衆がどう受け止めたであろうかが問題となるのである。そのためには、本来、実際どのような演説であったか聴衆の受け止めに判断することは不可欠である。そのためには、録音データが必要である。

第3 求釈明

上記第2、1、2のとおり、原告は、本件演説において、本件発言があったかどうかについて、録音データによる検証ができない。

そこで、被告は、原告に対し、以下の釈明を求める。

- (1) 原告または原告訴訟代理人らは、本件発言の録音データを所持しているか。

(2) 本件発言の録音データを所持している場合には、証拠として提出することを求める。

以上

(別紙)

処 分 理 由 目 録

松竹信幸 様

日本共産党京都南地区委員会常任委員会は、2023年2月5日、あなたの除名処分を決定し、日本共産党京都府委員会常任委員会が2月6日に承認し、確定したことを通知します。

なお、あなたの所属する党組織は南地区委員会・新日本プロセス支部ですが、あなたがすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っているという「特別な事情」にかんがみ、同支部委員会の同意のもと、党規約第50条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定したものです。除名処分の理由は以下のとおりです。

(1) あなたは、1月に出版した本のなかでなどで、「党首公選制」を実施すべきと主張するとともに、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」などとのべています。「党首公選制」という主張は、「党内に派閥・分派はつぐらなない」という民主集中制の組織原則と相容れないものですが、あなたが、この主張と一体に、わが党規約が「異論を許さない」ものであるかのように、事実をまったく歪めて攻撃していることは重大です。

(2) あなたは、1月に出版した本のなかでなどで、「核抑止抜き専守防衛」なるものを唱え、「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にせよと迫るとともに、日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などと不当な攻撃を行っています。

(3) あなたは、『週刊文春』1月26日号において、わが党に対して「およそ近代政党とは言い難い『個人独裁』的党運営」などとする罵詈雑言の攻撃を書き連

ねた鈴木元氏の本（1月発行）を、「『同じ時期に出した方が話題になりますよ』
と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた」と出版を急ぐこと
を働きかけたことを認めています。あなたは、わが党の調査に対して、この本の
「中身は知っていた」と認めました。この行為は、党攻撃のための分派活動といわ
なければなりません。

（4） わが党の調査のなかで、あなたは、あなたの主張を、党内で、中央委員会
などに対して一度として主張したことはないことを指摘されて、「それは事実で
す」と認めました。わが党規約は、中央委員会にいたるどの機関に対しても、自由
に意見をのべる権利を保障しています。異論があればそれを保留する権利も保障し
ています。しかし、あなたは、そうした規約に保障された権利を行使することな
く、突然の党規約および党綱領に対する攻撃を開始したのです。

あなたの一連の発言および行動は、党規約の「党内に派閥・分派はつくらな
い」（第3条4項）、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわな
い」（第5条2項）、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしな
い。」（第5条5項）という規定を踏みにじる重大な規律違反です。

以上の理由から、あなたを除名処分とするものです。

2023年2月6日

日本共産党京都南地区委員会常任委員会